（阪高提案型－２）共同研究説明書

共同研究説明書

１．共同研究の名称

鋼管矢板基礎の継手構造の高度化・合理化に関する共同研究（その１）

２．共同研究の目的

鋼管矢板基礎の継手構造を対象に、継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）を確保することを目的に、新たな継手構造（充填材を含む）を提案し、その製作性や施工性を含めた実現性を検証するとともに、かつ、コスト縮減に資する合理的な構造の開発に関する研究を行うものである。

３．実施期間

契約締結日より１年間以内

４．共同研究の内容

研究項目	研究細目（案）
① 鋼管矢板基礎の継手を対象とした確実な嵌合（継手部の止水性能の向上を含む）を確保できる構造詳細に関する研究	a. 既往文献の分析や構造検討等から推定される継手構造詳細の提案 （目標とする成果） 主に鋼管矢板基礎の継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）を確保できる構造を検討（解析的な検討を含む）し、従来構造（P-P 継手や他高耐力継手）との比較により、より合理的な構造を提案する。構造の提案にあたっては、構造成立性に加えて、製作性や施工性にも留意すること。
	b. 提案する継手構造に対して、縮小模型による嵌合機構を検証し、確実な嵌合（継手部の止水性能の向上を含む）を確保することを検討 （目標とする成果） 提案する継手構造を対象に、縮小模型を作成し、継手の嵌合機構を検証するとともに継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）が確保されていることを確認し、構造に関する製作性や施工性における課題及び改善点を整理する。

	c.　提案する継手構造に対して、実物大施工試験の計画検討、製作及び施工に関する概算コストの算出 （目標とする成果） 有効性を確認した継手構造に対して、実物大の施工試験により継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）が確保されていることを確認するための試験計画を検討する。また、提案する継手構造に対する製作及び施工に関する概算コストを算出する。

※1）本共同研究では、研究目的を達成するために、継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）を確保できる鋼管矢板基礎の継手構造を求めるものとする。以下に留意点を示す。

- 鋼管矢板基礎の継手構造部におけるせん断ずれに対する抵抗特性について、高耐力継手（縞鋼管継手等（R5.2 鋼管矢板基礎設計施工便覧を参照））相当を確保することが望ましいが、これを制約条件とした構造の提案を求めるものではない。
- 鋼管矢板基礎の継手間隔の標準値は 247.8mm（R5.2 鋼管矢板基礎設計施工便覧を参照）と設定することが望ましいが、これを制約条件とした構造の提案を求めるものではない。

※2）研究項目①における細目 a～c の成果より、継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）を確保できる可能性が高い鋼管矢板基礎の継手構造の実現性が認められる場合、共同研究（その２）として、細目 c に基づく施工試験を行うことを計画している。

具体的には、当社が本共同研究の実施結果を総合的な観点（研究の目的の到達度、提案の実現性（製作性・施工性）、経済性等）から優良と認め、共同研究（その２）を継続することが適切であると判断する場合には、本共同研究（その１）の終了時に、本共同研究の実施者と共同研究（その２）を随意契約する場合がある。なお、本共同研究（その１）は最大３者の選定を想定している。共同研究（その２）についても本共同研究（その１）を行った者から、最大３者の契約を想定している。

５．共同研究に要する費用

本共同研究に要する費用は、全体で 1,000 万円程度を考えている。（最大３者が想定され、その場合は合計で 3,000 万（3 者×1,000 万円）。）

なお、原則として、当社が共同研究費の２分の１を負担する。

６．共同研究に選定されるために必要な要件

(1) 企業の形態

次の１）に掲げる要件を満たしている単体企業又は２）に掲げる要件を満たしている共

同研究共同体であること。

１）単体企業

①研究機関、民間企業、公益法人等（以下、「民間企業等」という。）。

②阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。

③民間企業等については、企画書の提出期限の日から選定結果の通知日までの期間に、阪神高速道路㈱から競争参加停止を受けていないこと。

④本研究遂行のための適切な人員配置が可能であり、かつ必要な費用を負担できること。

⑤提案内容が当社の求める評価基準に達していること。

⑥阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件いずれにも該当しないこと。

⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

２）共同研究共同体

１）に掲げる条件を満たしている者により構成される共同研究共同体であって、次の要件を満たす者であること。

①共同研究共同体協定書（第 5 条）に記載した構成員の分担研究の内容が、共同研究共同体協定書（第 8 条）において明らかであること。

②「４．共同研究の内容」の研究細目の中の同内容を複数の企業が共同して実施することがないことが、共同研究共同体協定書（第 8 条）において明らかであること。なお、研究細目を細分化し、複数の企業が異なる内容を分担することは可能である。

③構成員において決定された代表者が、共同研究共同体協定書（第 6 条）において明らかであること。

④共同研究共同体の協定書が、共同研究説明書別紙-1 に示された「共同研究共同体協定書」によるものであること。

⑤共同研究共同体を構成する組織数の上限数は規定しない。②に示すように分担研究は複数の企業が共同して実施してはならない。

⑵ 共同研究者として選定する企業数

単体又は共同研究共同体を最大 3 者とする。

⑶ 共同研究者の選定方法

本共同研究は、企画書の書面審査及び研究責任者にヒアリング（本研究の各研究項目に関する実施方針等に関するプレゼンテーションの実施を含む。）を行い、研究目的の理解度、人員配置及び費用負担、本共同研究に関連又は類似した研究開発又は業務の実績等を当社で設定する評価基準に照らして総合的に評価し、その評価の合計点を踏まえて選定

する。
応募者のうち下記条件に該当する者を１）から順番に最大３者を選定する。
１）評価結果が最上位点の者
２）評価結果が最上位点でない者について、評価結果が 100 点満点のうち 60 点以上の評価の場合、上位から最大２者
※　１）～２）において、評価点の合計点が同点の場合は研究項目 a,b の合計点の高い順に選定する。さらに、研究項目 a,b の合計点が同点の場合はくじにて選定する。
なお、提案内容が当社の求める評価基準に達しない場合（共同研究に選定されるために必要な要件を満足しない場合、研究細目における必須項目の記載がない場合）は、応募者のいずれも選定しない場合がある。
(4) 企業として必要な要件
2003 年４月１日から公募日までに完了した下記に示す同種実績または類似実績のいずれか １ 件以上（共同研究共同体の場合は、全ての構成員について同種実績または類似実績のいずれか１件以上）あること。
同種実績：下記に示す a）及び b）の実績があること。
a)鋼管矢板基礎の継手構造の設計施工に関する研究または業務の実績があること。
b)鋼管矢板基礎の継手構造に関する工事または製品納入の実績があること。
類似実績：下記に示す a）及び b）の実績があること。
a)鋼管矢板基礎の設計施工に関する研究または業務の実績があること。
b)鋼管矢板基礎に関する工事または製品納入の実績があること。
なお、a)の研究または業務の実績として、契約書の写し等又は公表された論文や雑誌投稿により確認が可能であること。「公表された論文や雑誌投稿」は１編４枚以上を対象とし、論文は査読の有無を問わず、社内の論文集等でも公表されているものであれば実績として認める。b)の工事または製品納入の実績について、契約書の写し等により鋼管矢板基礎に関する工事であることの確認が可能であること。
(5) 研究責任者・研究担当者として必要な能力
・研究責任者： 共同研究共同体の場合は、共同体の構成員のうち共同研究共同体協定書（第６条）に記載する代表者から配置する者である。
1) 保有資格
研究責任者の保有する資格等は、以下に示すもののいずれかが必要である。
(ｲ)工学博士（本共同研究と類似した内容による）
(ﾛ)技術士①建設部門（鋼構造及びコンクリート）または（土質及び基礎）
②総合技術監理部門及び建設部門
(ﾊ)土木学会認定土木技術者【特別上級、上級、１級】
（鋼・コンクリートまたは地盤・基礎または設計）
(ﾆ)RCCM（鋼構造及びコンクリートまたは土質及び基礎）

2）同種又は類似の経験

研究責任者は 2003 年 4 月 1 日から公募日までに完了した下記に示す同種経験又は類似経験がいずれか 1 件以上あること。

同種経験：下記に示す a）及び b）の経験があること。

a)鋼管矢板基礎の継手構造の設計施工に関する研究または業務の経験があること。

b)鋼管矢板基礎の継手構造に関する工事または製品納入の経験があること。

類似経験：下記に示す a）及び b）の経験があること。

a)鋼管矢板基礎の設計施工に関する研究または業務の経験があること。

b)鋼管矢板基礎に関する工事または製品納入の経験があること。

なお、a)の研究または業務の経験として、契約書の写し等又は公表された論文や雑誌投稿により確認が可能であること。「公表された論文や雑誌投稿」は 1 編 4 枚以上を対象とし、論文は査読の有無を問わず、社内の論文集等でも公表されているものであれば経験として認める。b)の工事または製品納入の経験について、契約書の写し等により鋼管矢板基礎に関する工事に関係していることの確認が可能であること。

・研究担当者：ここでいう研究担当者は研究者評価の対象とする者 1 名をいう。研究者評価の対象としない研究担当者は「(5)　研究責任者・研究担当者として必要な能力」に示す能力（具体的には同種又は類似の経験）を求めない。（共同研究共同体の場合は、共同体の全ての構成員から研究者評価の評価対象とする者を各 1 名示すこと。なお、代表者として研究責任者を設置する組織からも、研究担当者 1 名を設置するものとする。）

1）保有資格

研究担当者の保有する資格等は指定しない。

2）同種又は類似の経験

2003 年 4 月 1 日から公募日までに完了した下記に示す同種経験または類似経験がいずれか 1 件以上あること。

同種経験：下記に示す a）及び b）の経験があること。

a)鋼管矢板基礎の継手構造の設計施工に関する研究または業務の経験があること。

b)鋼管矢板基礎の継手構造に関する工事または製品納入の経験があること。

類似経験：下記に示す a）及び b）の経験があること。

a)鋼管矢板基礎の設計施工に関する研究または業務の経験があること。

b)鋼管矢板基礎に関する工事または製品納入の経験があること。

なお、a)の研究または業務の経験として、契約書の写し等又は公表された論文や雑誌投稿により確認が可能であること。「公表された論文や雑誌投稿」は 1 編 4 枚以上を対象と

し、論文は査読の有無を問わず、社内の論文集等でも公表されているものであれば経験として認める。b)の工事または製品納入の経験について、契約書の写し等により鋼管矢板基礎に関する工事に関係していることの確認が可能であること。

７．企画書の提出

⑴ 提出書類

詳細は応募要領を参照の上、企画書１部を持参又は郵送によることとする。

企画書の様式は A4 判縦とする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とし、公募型共同研究応募要領の「４．企画書の内容」の①～⑨で 12 ページ以内、ただし、図面や添付資料はこの限りではない。⑩～⑫の様式及びページ数は任意とする。

⑵ 提出先

阪神高速道路株式会社　建設事業本部　神戸建設部　湾岸西伸第二建設事業所

住所）　〒650-0023　神戸市中央区栄町通 1-2-10

電話）　078-335-6747

FAX）　078-331-9823

(3) 提出期間

2023 年 7 月 7 日（金）から 2023 年 9 月 7 日（木）午後 4 時まで

持参する場合は、上記期間の毎日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。））を含まない。）午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から午後 4 時まで。

８．担当課

⑴ 企画書の提出等に関する問合せ

７．⑵と同じ。

⑵ 企画書の作成に関する問合せ

７．⑵と同じ。

９．説明書等の内容についての質問の受付及び回答

⑴ 質問の受付

文書（書式自由、ただし規格は A4 判縦）により行うものとし、持参、郵送等（一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。）又は FAX のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号及びＥメールアドレスを併記する。

①質問の受付先：７．⑵と同じ。(FAX の場合は、着信を確認すること。)

②質問の受付期間： 2023 年 7 月 10 日（月）から 2023 年 8 月 24 日（木）午後 4 時まで

持参する場合は、上記期間の毎日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。））を含まない。）午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで。

⑵ 質問に対する回答

質問を受理した日から 5 日間（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。））を含まない。）以内に質問者に対して FAX 又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：阪神高速ホームページ

②閲覧期間：回答の翌日から 2023 年 9 月 7 日（木）まで

10．企画書の作成及び記載上の留意事項

企画書は、公募型共同研究応募要領「４．企画書の内容」を参照の上、作成すること。ここでは、特に留意すべき点を以下に示す。

⑴ 公募型共同研究応募要領「４．企画書の内容　⑤共同研究の実施手順」について

・ 研究細目 a～c は必須項目であり、各項目について漏れなく記載すること。必須項目（研究細目 a～c）に関する記載が無い場合には選定しない。
・ 研究細目 a は、「構造詳細の提案等に関する留意点」として、継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）を確保できると考えられる構造詳細の提案とそのように考えられる理由を示すこと。構造詳細の提案が難しい場合は、提案の方向性とそのように考えられる理由を示すことも認める。
・ 研究細目 b は、「縮小模型による嵌合状況確認方法に関する留意点」として、鋼管矢板基礎の継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）の確認方法や縮小模型の作成にあたっての留意点とそのように考えられる理由を示すこと。
・ 応募者側が提案する新たな研究項目がある場合は、併せて記載すること。提案する研究項目について、課題の解決方法と、目標とする研究成果を明確に示した上で、必要な研究事項を列記し、見積もり金額とともに共同研究実施方針・実施内容・実施手順について可能な限り具体的に記載すること。これにかかる研究費については別途協議とする。

⑵ 公募型共同研究応募要領「４．企画書の内容　⑥共同研究を行うに当たっての関連または類似する研究等の実績」について

民間企業等における 2003 年 4 月 1 日から公募日までに完了した研究または業務、工事または製品納入の実績について、それぞれ下記のように考える。

・　研究または業務の実績として、契約書の写し等又は公表された論文や雑誌投稿により確認が可能であること。「公表された論文や雑誌投稿」は１編４枚以上を対象とし、論文は査読の有無を問わず、社内の論文集等でも公表されているものであれば実績として認める。

・　工事または製品納入の実績ついて、契約書の写し等により鋼管矢板基礎の継手構造（または鋼管矢板基礎）に関する工事であることの確認が可能であること。

(3)　公募型共同研究応募要領「４．企画書の内容　⑧共同研究に対する組織体制」について

１）　研究内容を実現するための組織体制を記載すること。また、研究部門全体の組織体制だけでなく、共同研究に実際に従事することのできる研究担当者を明記すること。なお、組織体制について記載が無い場合には選定しない。

２）　研究責任者及び研究担当者について、2003 年 4 月 1 日から公募日までに完了した研究または業務の経験について、下記のように考える。

・　研究または業務の経験として、契約書の写し等又は公表された論文や雑誌投稿により確認が可能であること。「公表された論文や雑誌投稿」は 1 編 4 枚以上を対象とし、論文は査読の有無を問わず、社内の論文集等でも公表されているものであれば経験として認める。

・　工事または製品納入の経験について、契約書の写し等により鋼管矢板基礎の継手構造（または鋼管矢板基礎）に関する工事であることの確認が可能であること。

３）　研究責任者について、2003 年 4 月 1 日から公募日までに完了した同種又は類似経験に関する査読付き論文がある場合には、査読付き論文を添付すること。なお、雑誌投稿を査読付き論文とは認めない。

４）　共同研究共同体の場合は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。共同体の構成及び各構成員が実施する分担業務の内容を記述すること。研究責任者は、共同研究共同体協定書（第 6 条）の代表者とする会社から配置すること。研究担当者は、共同研究共同体協定書（第 5 条）における各構成員から実施する分担業務に応じて、１名以上を配置すること。

(4)　公募型共同研究応募要領「４．企画書の内容　⑩共同研究にかかわる既取得特許等」について

・鋼管矢板基礎の継手構造に関する特許について、既に本共同研究の目的に資する特許等を取得（申請中のものも含む）している場合、既にその基本特許を取得してある場合、登録証の写し等を添付すること。

11. 企画書の評価基準

・評価項目一覧

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価 配点倍率	配点 企業評価
企業評価（提出書類）	専門技術力	成果の確実性	本共同研究に関する研究開発および業務等の実績	1. 同種実績が1件以上ある	1	5.0
				2. 類似実績が1件以上ある	2/5	
				3. 上記の実績を有しない（選定しない）	—	
			本共同研究の目的に資する特許の保有	1. 保有	1	2.5
				2. なし	0	

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価 配点倍率	配点 研究責任者	配点 研究担当者
研究者評価（提出書類）	資格	研究者資格	研究者資格，その専門分野の内容	1. 下記の(ｲ)～(ﾊ)の内、いずれかを2つ以上有する (ｲ)工学博士（本共同研究と類似した内容による） (ﾛ)技術士①建設部門（鋼構造及びコンクリート）または（土質及び基礎） ②総合技術監理部門及び建設部門 (ﾊ)土木学会認定土木技術者【特別上級、上級、1級】 （鋼・コンクリートまたは地盤・基礎または設計）	1	2.5	—
				2. 下記の(ｲ)～(ﾊ)の内、いずれかを1つ有する (ｲ)工学博士（本共同研究と類似した内容による） (ﾛ)技術士①建設部門（鋼構造及びコンクリート）または（土質及び基礎） ②総合技術監理部門及び建設部門 (ﾊ)土木学会認定土木技術者【特別上級、上級、1級】 （鋼・コンクリートまたは地盤・基礎または設計）	3/5		
				3. RCCM（鋼構造及びコンクリートまたは土質及び基礎）	1/5		
				4. なし（選定しない）	—		
	専門技術力	業務執行技術力	本共同研究に関する研究開発および業務等の経験	1. 同種経験が1件以上ある	1	5.0	2.5
				2. 類似経験が1件以上ある	2/5		
				3. 上記の経験を有しない（選定しない）	—		
			本共同研究の目的に資する論文	1. 査読付き論文有り	1	2.5	—
				2. なし	0		
	〇研究担当者は研究者評価の対象とするものを1名示し、評価する。 共同研究共同体の場合は、共同体の全ての構成員から研究者評価の評価対象とするものを各1名示し、評価する。				小計①	20.0	

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価 配点倍率	配点 技術評価
企業評価（提出書類）	専門技術力	成果の確実性		組織体制	評価者：優・良・可により判定※1	5.0
企画書評価（提出書類・ヒアリング）	鋼管矢板基礎の継手を対象とした確実な嵌合及び継手部の止水性能を確保できる構造詳細に関する研究					
	共同研究実施方針・実施手順等 ***研究細目a～cについては必須項目であり、各項目について漏れなく記載すること。なお、必須項目に関する記載が無い場合には選定しない。***	研究細目 [a. 既往文献の分析や構造検討等から推定される継手構造詳細の提案]		実施方針・実施内容	※1	10.0
				実施手順・スケジュール		5.0
				構造詳細の提案等に関する留意点		10.0
				共同研究費	数値化しない	—
		研究細目 [b. 提案する継手構造に対して、縮小模型による嵌合機構を検証し、継手部の止水性能を確保することを検討]		実施方針・実施内容	※1	10.0
				実施手順・スケジュール		5.0
				縮小模型による嵌合状況確認方法に関する留意点		10.0
				共同研究費	数値化しない	—
		研究細目 [c. 提案する継手構造に対して、実物施工試験の計画検討、製作及び施工に関する概算コストの算出]		実施方針・実施内容	※1	5.0
				実施手順・スケジュール		5.0
				共同研究費	数値化しない	—
		応募者からの提案 （新たな研究項目）		実施方針・実施内容（新たな研究項目の具体的内容を含む）	※1	3.5
				実施手順・スケジュール		1.5
				共同研究費	数値化しない	—
	※1：各評価者の平均点に応じて「優、良上、良、良下、可、加点なし」によりそれぞれ配点倍率「優：1、良上：4/5、良：3/5、良下：2/5、可：1/5、加点なし：0/5」で評価する。加点なしは応募者からの提案（新たな研究項目）にのみ適用する。				小計②	70.0
	共同研究への取組み意欲			上記研究細目および新たな研究項目に対する課題発見・着眼点の妥当性	※2	5.0
				上記研究細目および新たな研究項目に対する取組み意欲		5.0
	※2：各評価者の平均点に応じて「優、良上、良、良下、可」によりそれぞれ配点倍率「優：1、良上：4/5、良：3/5、良下：2/5、可：1/5」で評価する。				小計③	10.0
	小計①＋小計②＋小計③＝				合計	100.0

＊　計算途中で端数処理はせず、小数第2位までとする。（小数第3位以下を切り捨て）

＊　共同研究共同体の場合は、企業評価及び研究者評価のうち研究担当者に関する評価について、各社の評価点を共同研究共同体として一つの評価点にするため、平均とする。

＊　査読付き論文について、雑誌投稿は査読付き論文とは認めない。

＊　研究細目 a の構造詳細の提案等については、共同研究の目的の理解度が高く、鋼管矢板基礎の継手構造を対象に、継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）を確保できると考えられる構造詳細の提案とそのように考える理由が示され、説明内容に説得力が認められる（例えば、構造詳細の提案に際して、製作性や施工性を考慮した構造が根拠とともに明確に示されている）場合などを優、共同研究の目的を理解しており、鋼管矢板基礎の継手構造を対象に、継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）を確保できると考えられる構造詳細の提案の方向性とそのように考える理由が示され、説明内容に説得力が認められる（例えば、構造詳細の提案に際して、製作性や施工性を考慮した構造の方向性が根拠とともに明確に示されている）場合などを良、鋼管矢板基礎の継手構造を対象に、継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）を確保できると考えられる構造詳細の提案またはその方向性が示されている場合を可と評価する。なお、各評価者の平均点に応じて「優・良上・良・良下・可」を決定する。

＊　研究細目 b の縮小模型による嵌合状況確認方法に関する留意点については、共同研究の目的の理解度が高く、鋼管矢板基礎の継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）の確認方法、縮小模型の作成にあたっての留意点が具体的に示され、共同研究実施上の有効性が高く認められる（例えば、継手の嵌合状況・継手部の止水性能の確認方法について定量的な指標により評価することが根拠とともに明確に示されている）場合などを優、共同研究の目的を理解しており、鋼管矢板基礎の継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）の確認方法、縮小模型の作成にあたっての留意点が示されている（例えば、継手の嵌合状況・継手部の止水性能の確認方法について評価方法が根拠とともに明確に示されている）場合などを良、一般的な鋼管矢板基礎の継手の嵌合の確実性（継手部の止水性能の向上を含む）の確認方法、縮小模型の作成にあたっての留意点の情報が記載されている場合などを可と評価する。なお、各評価者の平均点に応じて「優・良上・良・良下・可」を決定する。

＊　応募者からの提案（新たな研究項目）について、過半数以上の評価者が共同研究の目的に合致しないと判断した場合、加点なしと判定する。

＊　企画書の内容が弊社の求める評価基準に達しない場合は、応募者のいずれも選定しない場合がある。

12．ヒアリング

(1)　「6. 共同研究に選定されるために必要な要件」を有している者を対象に、共同研究相手方を選定するために以下のとおりヒアリングを行う予定である。

①実施場所：阪神高速道路株式会社　建設事業本部　神戸建設部

②実施日時：2023 年 9 月 11 日（月）から 2023 年 9 月 14 日（木）のいずれか 1 日。ヒアリングの時間は協議の上、決定する。

③出 席 者　：研究責任者

(2) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

13．選定結果の通知

(1)　選定通知

選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(2)　非選定通知

選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）について、書

面により通知する。
(3)非選定理由の説明

上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から７日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、契約責任者に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(4)非選定理由の説明回答

上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から１０日以内（休日を含む）に書面により行う。

(5)非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間

① 受付場所　上記７．に同じ

② 受付時間　午前１０時から１２時まで、午後１時から４時まで

14. その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とする。

(3) 企画書に虚偽の記載をした場合には、企画書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止の措置を行うことがある。

(4) 提出された企画書は返却しない。なお、提出された企画書は、本共同研究に係る選定以外に応募者に無断で使用しない。

(5) 企画書の提出後において、原則として企画書に記載された内容の変更を認めない。また、企画書に記載した予定研究者は、原則として変更できない。但し、傷病、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、必要な能力を有している研究者であるとの当社の了解を得なければならない。

(6) 本共同研究の実施に伴い、今後当社が発注する工事の競争参加に制約は生じない。

（別紙－１）

○○・△△共同研究共同体協定書

（目的）

第１条　当共同研究共同体は、次の共同研究を共同連帯して行うことを目的とする。

一　阪神高速道路株式会社（以下「阪神会社」という。）公募に係る○○共同研究（当該共同研究内容の変更に伴う共同研究を含む。以下、単に「共同研究」という。）

二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同研究共同体は、○○・△△共同研究共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同体は、　　年　　月　　日に成立し、阪神会社と共同研究に関する契約締結の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　阪神会社と共同研究に関する契約を締結することができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、共同研究に係る契約が他社と締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地
　○○株式会社
○○県○○市○○町○○番地
　△△株式会社

（代表者の名称）

第６条　共同体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同体の代表者は、共同研究の履行に関し、共同体を代表して、阪神会社及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって共同研究費用（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果品（協定書に規定する指定部分に係る成果品及び部分引渡しに係る成果品を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し阪神会社と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し阪神会社と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の共同研究の分担は、次のとおりとする。ただし、分担研究の一部につき阪神会社と契約内容に変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○の○○研究　　○○株式会社
○○○の○○研究　　△△株式会社

２　前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、共同研究の履行にあたるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、共同研究の実施に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条　共同体の取引金融機関は、○○銀行　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条　共同研究を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第 14 条　構成員がその分担業務に関し、阪神会社及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第 16 条　構成員は、共同体が共同研究を完了する日までは脱退することはできない。

（共同研究途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 17 条　構成員のうちいずれかが共同研究途中において破産又は解散した場合においては、阪神会社の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び阪神会社の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第 14 条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第 18 条　共同体が解散した後においても、共同研究につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記のとおり○○・△△共同研究共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は阪神会社に提出し、他は各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○株式会社

代表取締役　○○○○　　印

△△株式会社

代表取締役　○○○○　　印

以　　上

○○・△△共同研究共同体協定書第８条に基づく協定書

阪神高速道路株式会社（以下「阪神会社」という。）公募に係る○○共同研究については、○○・△△共同研究共同体協定書第８条の規定により、当共同体構成員が分担する研究の研究額を次のとおり定める。

記

分担研究額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○○の○○研究　　○○株式会社　　○○円

○○○の○○研究　　△△株式会社　　○○円

○○設計株式会社外○社は、上記のとおり分担研究額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は阪神会社に提出し、他は各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○・△△共同研究共同体

代表者　　○○株式会社　代表取締役　　○○○○　印

△△株式会社　代表取締役　　○○○○　印